

汚染水の危機を招いた 東京電力の問題先送り体質

今こそ東電の責任者の特定と
その処罰こそ必要不可欠！

2013/09/06

福島原発告訴団弁護団

9. 3福島原発告訴団汚染水問題で 告発



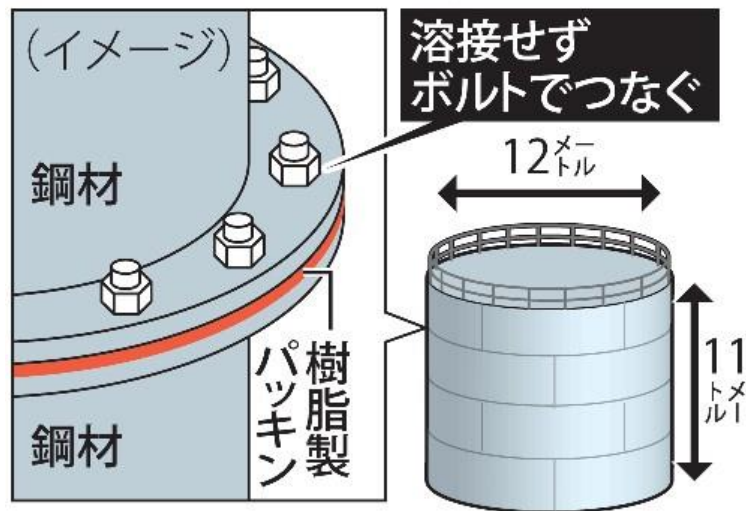
公害罪法違反

- 公害罪法違反で、2011年3月11日以降、今日まで東電の役員を務めたもの全員を告発。
- 正式名は「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」。
- 「業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。」
- 「前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。」

汚染水には2ルートある

- 地下水が建屋に流れ込み、溶融した燃料と接触し、海に排出されている（毎日約400トン）。
- 高レベル汚染水がタンクから漏洩し、環境中に漏れた（全体で300トン）。
- 漏洩は連日他のタンクや配管からも多数見つかっており、放置すれば深刻な漏れにつながる可能性が高い。

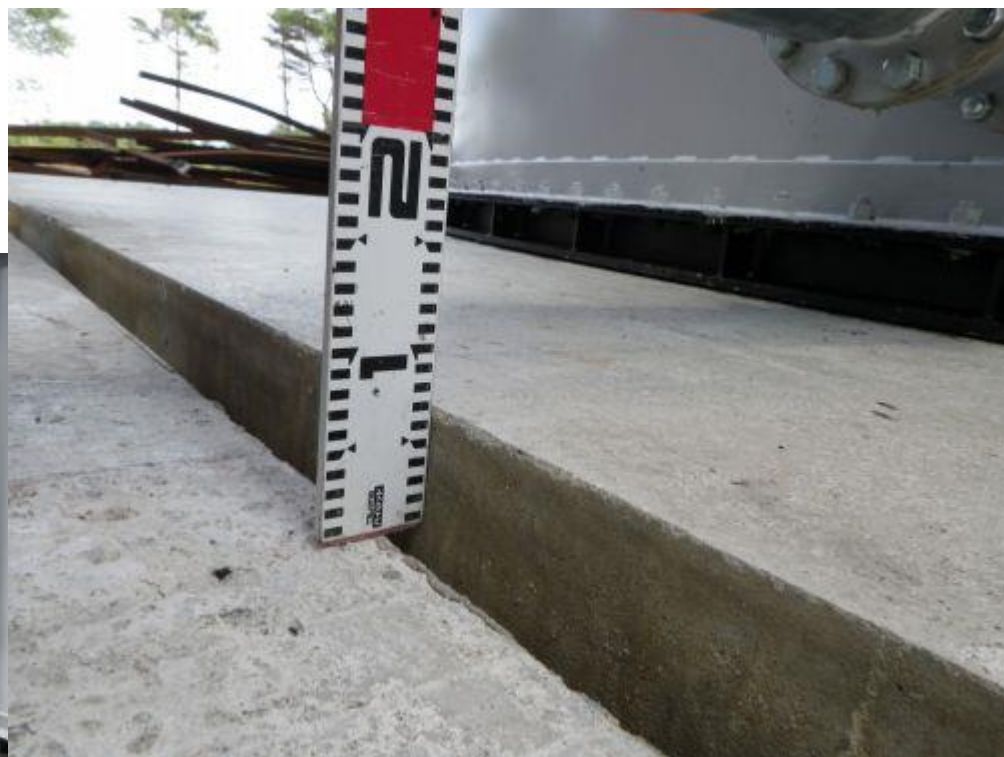
円筒型タンクの接合部分



タンク・配管からの漏洩を防ぐための方法

- このタンクはもともと応急仮設タンク。
- 溶接もされていない。
- 寿命は当初から数年といわれていた。
- タンク・配管からの漏洩を防ぐためには、これを耐久性のあるものに早期に取り替えるしかない。
- しかし、政府が発表した対策にはこれは含まれていない。

地盤沈下や基礎のひび割れも発生し、
タンクが移設されたりしていた



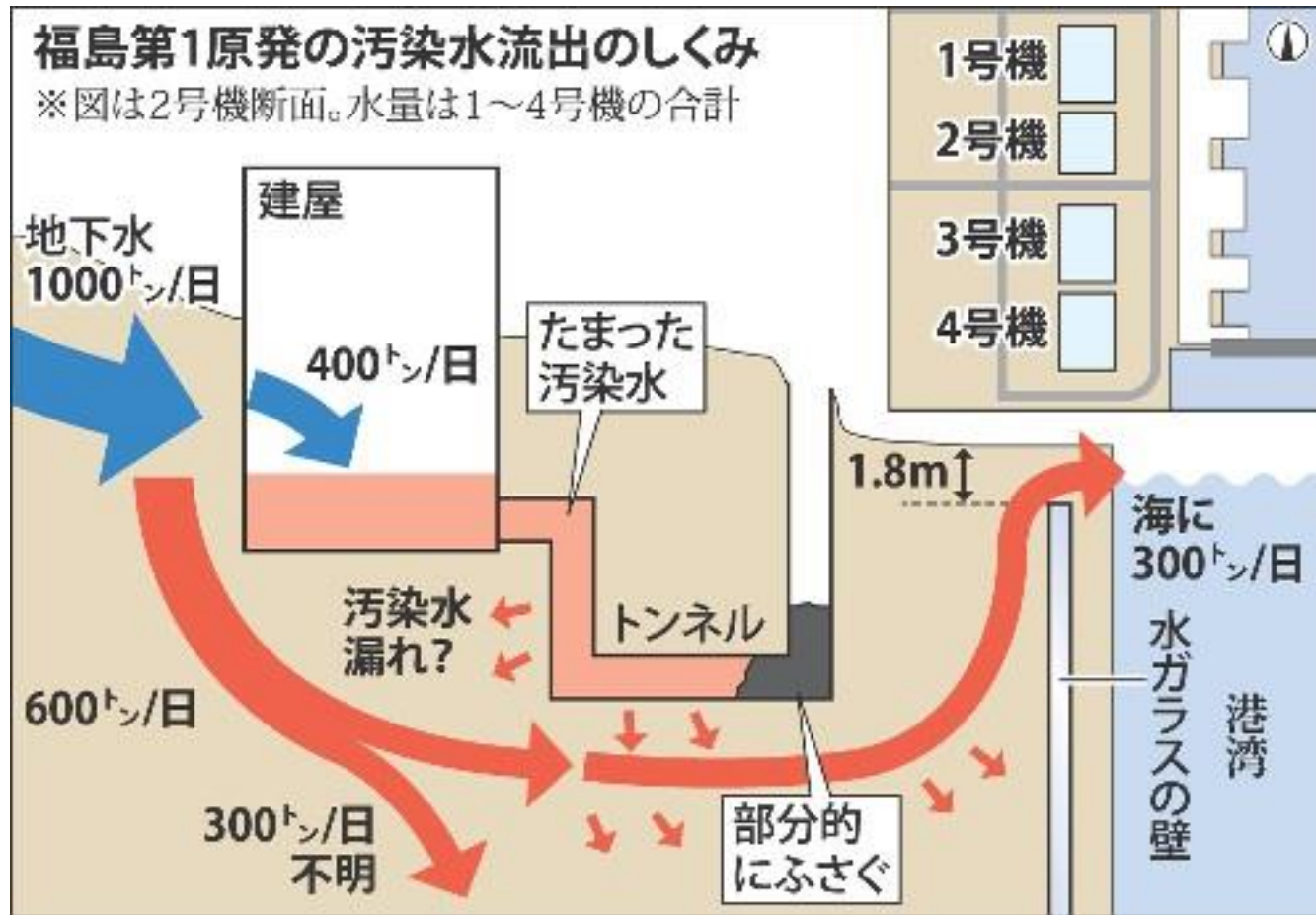
監視システムの欠如と 排水弁の開放

- タンクからの漏洩についての告発の根拠は次の3点
 - 1 システムの早期の更新義務の不履行
 - 2 監視がずさん(規制庁から改善の指示がなされていた)
 - 3 堰の排水弁を開けっぱなしにしていた。

地下水の建屋下への流入

- 事故後今日まで地下水を通じて汚染水が海洋に流出し続けていた。
- 東京電力は平成23年(2011年)5月以降, 海洋に流出したセシウム137は20兆ベクレル, ストロンチウムは10兆ベクレルに上ると公表した。
- ストロンチウムは骨に蓄積し, 白血病などのガンの原因となるとされる。
- 管理困難な大量の汚染水が発生している主要な要因は, 地下遮水壁の構築がなされず, 地下水が施設内に流入しているところにある。

地下水の建屋地下への侵入



テレビ速報で放映された汚染水の 海洋への流入



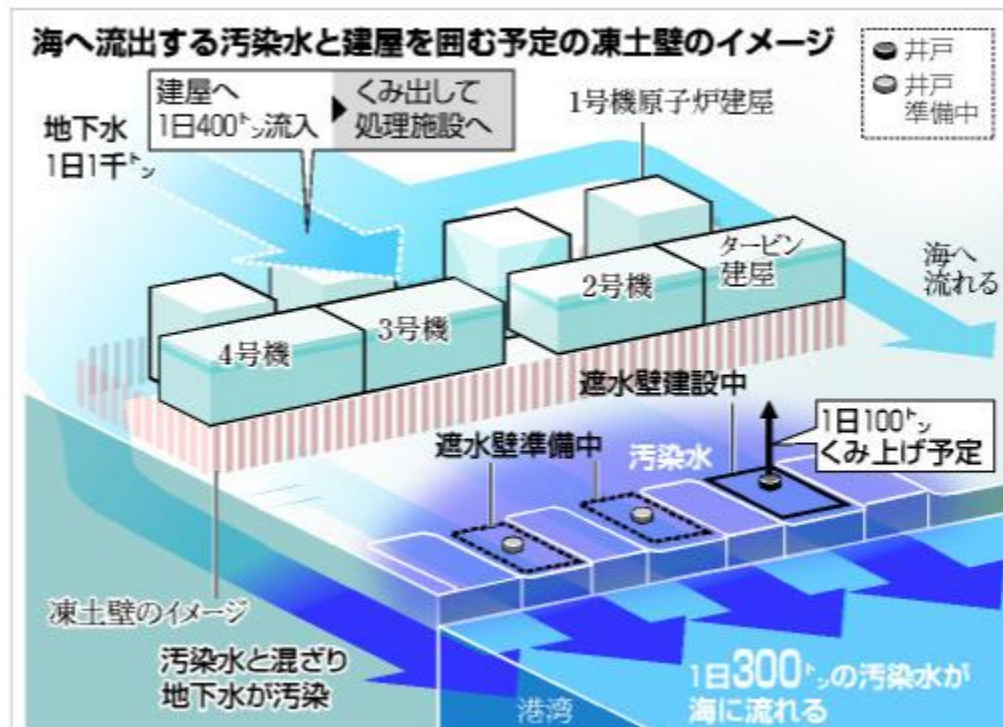
2011年6月に政府による遮蔽壁設置検討の指示を 東京電力は株価下落懸念を理由に拒否

- このような地下水の流れは、事故以前から判明していた。
- 福島原発事故後に、政府は、いったんは、地下遮蔽壁の構築を検討することを東京電力に指示し検討させ、東京電力は平成23年(2011年)6月13日、計画案を政府に提出した。この中で、東京電力は「これ以上海を汚染させないために、地下水の遮水について万全の対策を講じる。」「1～4号機原子炉建屋およびタービン建屋の周りに遮水壁を構築する。」「遮水壁は、基本的にスラリー連壁とし、難透水層の深さまで到達させる。」と具体的な図面や計画案まで示されていた。

東電内部文書が示す 東電役員の問題先送りの犯罪

- ところが、東京電力は「対策費用は現状不確定であるものの、今後の設計次第では1000億円レベルとなる可能性もある。」「仮に1000億円レベルの更なる債務計上を余儀なくされることになれば、市場から債務超過に一步近づいた、あるいはその方向に進んでいる、との厳しい評価を受ける可能性が大きい。これは是非回避したい」とした。
- 中長期的対策として検討する方針を平成23年(2011年)6月17日に公表し、対策を先送りし、今日まで必要な対策を怠った。
- この内部文書を作成させ、政府からの指示に対し、遮水壁の設計施工を阻んだ者こそが、この汚染水漏れの最大の責任者である。
- 8月30日に行われた東電本店会見において、TBSの金平氏は、これは当時副社長であった武藤栄ではないかと追求した。東京電力は、これを否定しなかった。

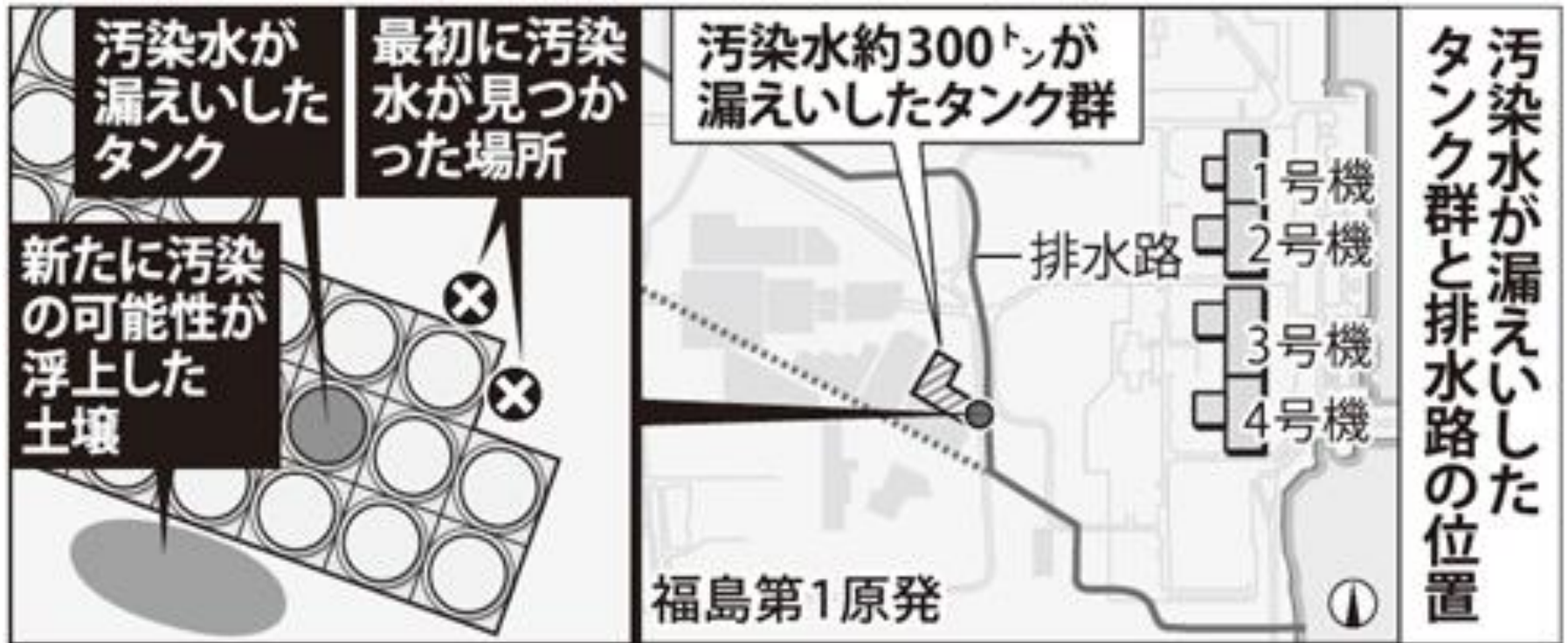
凍土壁の計画案



タンク基礎の亀裂から 地下に浸透した可能性

- 遮水壁だけで、汚染水の拡大は止められない。
- タンクからの漏洩がタンク基礎の亀裂から地下に浸透し、地下水に接触した可能性も否定はできない。このような汚染ルートの有無も確認する必要がある。
- 原子力規制委員会の有識者会合は8月21日、汚染水の一部が地下水と混じる恐れがあると指摘した(平成25年(2013年)8月22日 日本経済新聞)。
- もし、この点の危惧が確認された場合、原子炉建屋の周りだけを遮水しても、汚染水の海洋への放出は食い止められないこととなる。

タンクから地下に浸透しているとすれば、
遮水壁だけでは汚染地下水の放出を防げない



福島県警は事件を受理して 直ちに強制捜査に着手せよ

- 汚染水の拡大を生み出した原因の一つは、我々の告訴を受けた検察当局が事故の刑事責任の追及をあいまいにし、これまで東京電力に対する強制捜査すらすることがなかったことにある。
 - 検察庁の甘さが、東京電力の汚染水対策を著しく緊張感を欠いたものにした。
 - この反省を踏まえ、福島県警は、事件を受理して直ちに強制捜査に着手せよ
-
- 強制捜査1 現場検証
 - 強制捜査2 証拠書類の搜索押収
 - 強制捜査3 遮水壁の工事を先送りした犯人を逮捕せよ

凍土壁が最善の策かどうか、 叡智を結集して検討せよ

- 凍土壁が最善の策かどうかは十分検討が必要
- スラリー壁より凍土壁が安上がりだから選ばれた可能性もある。
- 凍土壁は前例がない。
- 対策の確実性や耐久性などを考えると、スラリー壁の方が有利。
- いずれにしても、経済性ではなく、安全性・確実性ある対策を選択すべき

タンクと配管の更新を急げ

- タンクの亀裂部からの地下への浸透が起きているとすれば、遮水壁だけで、地下水汚染はストップできない。
- タンクと配管をより耐久性の高いものに更新していく必要がある。これも国の責任でやるべきだ。
- しかし、政府の施策では、この点は東電任せとなっている。

東電を破綻処理し、事故収束は 国が担うしかない。

- 損害賠償は全額国が立て替えている。
- 東電は自らの引きおこした事故により債務超過に陥っている
- 経済原則に従い、東電は破綻処理し、株主と銀行にも責任を問うべきだ
- その上で事故収束は国が全面的に担うしかない。